

山形市建設技師養成奨学金貸付条例

令和7年9月30日条例第26号

（目的）

第1条 この条例は、土木、建築又は建築デザインの分野における専門的・技術的職業の従事者（以下「建設技師」という。）を志す者を経済的に支援するための山形市建設技師養成奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付制度を創設することにより、建設技師の養成を図り、もって建設技師の確保並びに公共工事等の安定的かつ継続的な施工及び管理に資することを目的とする。

（貸付対象者）

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学又は大学院（以下「学校等」という。）に在籍し、土木、建築又は建築デザインに関する学科を専攻している者
- (2) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康である者
- (3) 学校等を卒業し、又は修了した（以下「卒業等した」という。）後、山形県内の行政機関、事業所等（以下「事業所等」という。）において建設技師として従事する意思を有する者

（貸付額等）

第3条 奨学金の貸付額は、1人につき月額5万円以内で規則で定める額とする。

2 奨学金は、無利子とする。

（貸付期間）

第4条 奨学金の貸付期間は、在籍する学校等の正規の修業年限を限度とする。

（貸付けの手続）

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸付けを行うかどうかを決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（貸付けの停止及び廃止）

第6条 市長は、前条第2項の規定による奨学金の貸付けを行う旨の決定を受けた者（以下

「奨学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを停止し、又は廃止することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 虚偽その他の不正な方法により奨学金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けを受ける必要がないと市長が認めるとき。

(奨学金の償還)

第7条 奨学生は、学校等を卒業等した日の属する月の翌月から起算して6か月を経過した月（前条の規定により奨学金の貸付けを廃止された場合にあっては、その廃止された日の属する月の翌月）から奨学金の貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間を経過するまでの間において、貸付けを受けた奨学金の額に相当する額を月賦払により市長に償還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部について、前項に規定する償還期限を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 繰上げ償還を申し出たとき。
- (2) 正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までに償還しなかったとき。

(償還の猶予)

第8条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還を猶予することができる。

- (1) 事業所等において建設技師として従事しているとき。
- (2) 学校等に在籍しているとき。
- (3) 学校等を卒業等した後、就職先が確定しないとき。ただし、3年間を限度とする。
- (4) 被災、傷病その他の事由により奨学金を償還することが著しく困難であると市長が認めるとき。ただし、規則で定める期間を限度とする。

(償還の免除)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還に係る債務を免除するものとする。

- (1) 事業所等において建設技師として従事した期間が3年に達したとき。

(2) 死亡したとき。

2 市長は、奨学生が心身の著しい障がいにより奨学金を償還することができないと認めるときは、奨学金の償還に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

3 市長は、奨学生が事業所等において建設技師として従事し、その従事した期間が3年に達しなかった場合において、その理由が事業所等の倒産その他奨学生の責めによらないものであるときは、その従事した期間に応じて奨学金の償還に係る債務の一部を免除することができる。

4 前3項の規定は、既に償還を行った奨学金については、適用しない。

(延滞利息)

第10条 市長は、奨学生が正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までに償還しなかったときは、償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じて年14.6パーセント（償還すべき日の翌日から1か月を経過する日までの期間にあっては、年7.3パーセント）の割合で計算した延滞利息（以下「延滞利息」という。）を徴収するものとする。

2 市長は、奨学生が奨学金を償還しなかったことについて被災その他やむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息を減額し、又は免除することができる。

3 延滞利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

2 当分の間、当該年における延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合における第10条第1項の規定の適用については、「年14.6パーセント」とあるのは「その年における延滞金特例基準割合（附則第2項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合」と、「年7.3パー

セント)の割合」とあるのは「当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」とする。

(山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

- 3 山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表1 積立基金の表に次のように加える。

建設技師養成奨学基金	山形市建設技師養成奨学金貸付条例(令和7年市条例第 号)に基づく奨学金の貸付事業の資金に充てるために積み立てるもの
------------	---

(準備行為)

- 4 奨学金の貸付けに係る申請その他奨学金の貸付けを行うために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の例により行うことができる。